

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に伴う院内掲示

当院は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて健康保険証の資格等(以下、「マイナ保険証」)の情報を取得できる体制を整備しております。マイナ保険証を使用する場合、受付の認証端末での操作についてご協力をお願いいたします。この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の抑制に寄与するものです。

当院宛の紹介状をお持ちの方は、外来問診票ご記入後、一緒にご提示をお願いいたします。

マイナ保険証として認証いただくことで、下記情報が利用可能になります。

- 健康保険証の資格の有無
- 高額療養費制度の負担区分
- 他院での投薬履歴
- 特定検診情報

認証端末(オンライン資格確認用_顔認証付きカードリーダー)で患者様の同意をいただいた場合、上記情報について当院で閲覧が可能になり、必要に応じて診療に活用します。

マイナ保険証による認証の有無による診療報酬の点数の違いは下記の通りです。

【初診料を算定する場合】

- マイナ保険証による診療情報取得の同意がない、又は通常健康保険証使用の場合：
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1……6点
- マイナ保険証による診療情報取得の同意がある、又は紹介状を持参いただいた場合：
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2……2点

【再診料を算定する場合】

- マイナ保険証による診療情報取得の同意がない、又は通常健康保険証使用の場合：
医療情報・システム基盤整備体制充実加算3……2点(月1回)

※初診料を算定する場合とは、過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございます。

2023年4月1日

ベテル三番町クリニック 院長 奥田 恵理哉